

原子力災害対応マニュアル（日立市立平沢中学校）

本校は東海第二原子力発電所から約30kmに位置し、〔UPZ〕に該当

事前対応

- ①教職員研修 ②幼児児童生徒に対する教育 ③学校の対応について保護者へ周知
④避難訓練、引き渡し訓練の実施 ⑤学校施設・設備の安全点検 ⑥災害用物品の整備

原子力事故発生時の対応

- ①学校災害対策本部の設置（学校防災マニュアルに準ずる） ②正確な情報の把握
③事故の進展や場面ごとの対応 ※常時幼児児童生徒の現員を把握する

緊急時連絡先			
関係機関	電話番号（FAX 番号）	関係機関	電話番号（FAX 番号）
日立市役所	22-3111	日立警察署	22-0110
日立市教育委員会	22-3111	駅前交番	22-0780
県北教育事務所	34-0744	助川交流センター	23-0955
新安全警備保障	36-6577	中小路交流センター	21-5564
カドワキ産業	35-5959		
関東電気保安協会	22-4188		

場面	警戒事態における対応	施設敷地緊急事態における対応
1. 登校前	<p>【自宅を出発していない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○登校させないよう保護者に連絡する。 <p>【登校途中の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自宅に近ければ帰宅させ（要事前指導）、帰宅状況を確認する。 ◆自宅に保護者がいる場合に限る。 ○学校に近ければ登校させる（要事前指導） ◆学校周辺の通学路に出て状況確認を行うとともに、幼児児童生徒を学校へ誘導する。 	<p>PAZ内の住民等は「避難準備」を行う段階 UPZ内の住民等は「屋内退避の準備」を行う段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警戒事態における対応に準ずる。 （PAZ内の学校、UPZ内の特別支援学校） ○学校に幼児児童生徒が残っている場合、避難指示に備えて戸締まりや持ち出し品の準備等を行う。
2. 登校後～放課後（始業前に登校している場合や放課後に在校している場合を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○在校している幼児児童生徒に対して屋内退避の措置をとる。 ○保護者に対して迎えを要請する。 ○保護者への引き渡しができない幼児児童生徒は学校で待機させる。（学区外からの通学等の場合） ○帰宅に支障がない場合に限り生徒の自主帰宅を認める。ただし、次の場合は学校に留める。 <ul style="list-style-type: none"> ◆生徒の自宅がPAZ内及びUPZ内にあり、帰宅しても保護者等が留守で、避難指示が出ても自家用車で避難することができないと判断される場合 ◆地震等との複合災害により、公共交通機関が運行を停止しているなど、帰宅が困難な場合 ◆生徒がPAZ内及びUPZ内かつ遠方からの通学者で、帰宅に時間がかかり、帰宅途中に全面緊急事態の段階に至ってしまう可能性がある場合 <p>※既に下校した幼児児童生徒については、下校した旨を保護者に連絡する。</p>	<p>PAZ内の住民等は「避難」を行う段階 UPZ内の住民等は「屋内退避」を行う段階 UPZ内の要配慮者は「避難準備」を行う段階</p> <p>（PAZ内の学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校に残っている幼児児童生徒及び教職員は、市町村災害対策本部の指示に従い、手配されたバス等によって避難を開始する。 ○避難先を保護者へ連絡する。 ○避難先で保護者へ引き渡す。 <p>（UPZ内の学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋内退避の完全実施。 ○警戒事態における対応に準ずる。 <p>（UPZ内の高等学校等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主帰宅を制限し、学校に待機させ、保護者に対して迎えを要請する。
3. 校外活動中	<p>【PAZ内又はUPZ内で活動している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○直ちに引率責任者に連絡し、学校へ戻るよう指示する。 ○以後、〔2. 登校後～放課後〕の対応に準ずる。 <p>【UPZ外で活動している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現地の安全な建物に留まり、学校からの指示を待つ。 ※待機場所や待機時刻等の状況等によって長期の待機が見込まれる場合や、事故の状況が急速に進展しない場合に帰校が可能となる場合など、状況に応じて関係機関と連絡をとり、その後の対応を決定して引率責任者へ指示を出す。 ※引率責任者は、学校からの連絡を受けることができない場合には、テレビ、ラジオ等からの情報や、現地自治体に協力を要請するなどして情報収集と連絡手段の確保を行う。 	<p>全面緊急事態以降の対応</p> <p>UPZ内の住民等は屋内退避を継続するが、空間放射線量率の測定結果により、「避難」又は「一時移転」の指示が発せられる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○500マイクロヘルム/hを超えた場合→1日以内に避難 ○20マイクロヘルム/hを超えた場合→1週間以内に一時移転 <p>（UPZ内の学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村災害対策本部から「避難」または「一時移転」の指示が発せられた場合、学校に残っている幼児児童生徒及び教職員は、手配されたバス等によって避難所への移動を開始する。 ○避難先を保護者へ連絡するとともに避難先で保護者へ引き渡す。
4. 休日中の活動（部活動等）	<p>【校内で活動している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○〔2. 登校後～放課後〕の対応に準ずる。 <p>【校外で活動している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○〔3. 校外活動中〕の対応に準ずる。 	

事後対応

- ①幼児児童生徒の健康観察と必要に応じた心のケア ②日立市教育委員会との連携（今後の学校教育活動について等）